

大阪市解体NO!
5月17日(日)
住民投票で審判を

泉北教育

NO.2004 2015.5. 11.
発行 泉北教職員組合
〒594-0071 和泉市府中町6-12-2
TEL0725-41-1953 Fax0725-44-6570
E-mail senboku@gf6.so-net.ne.jp

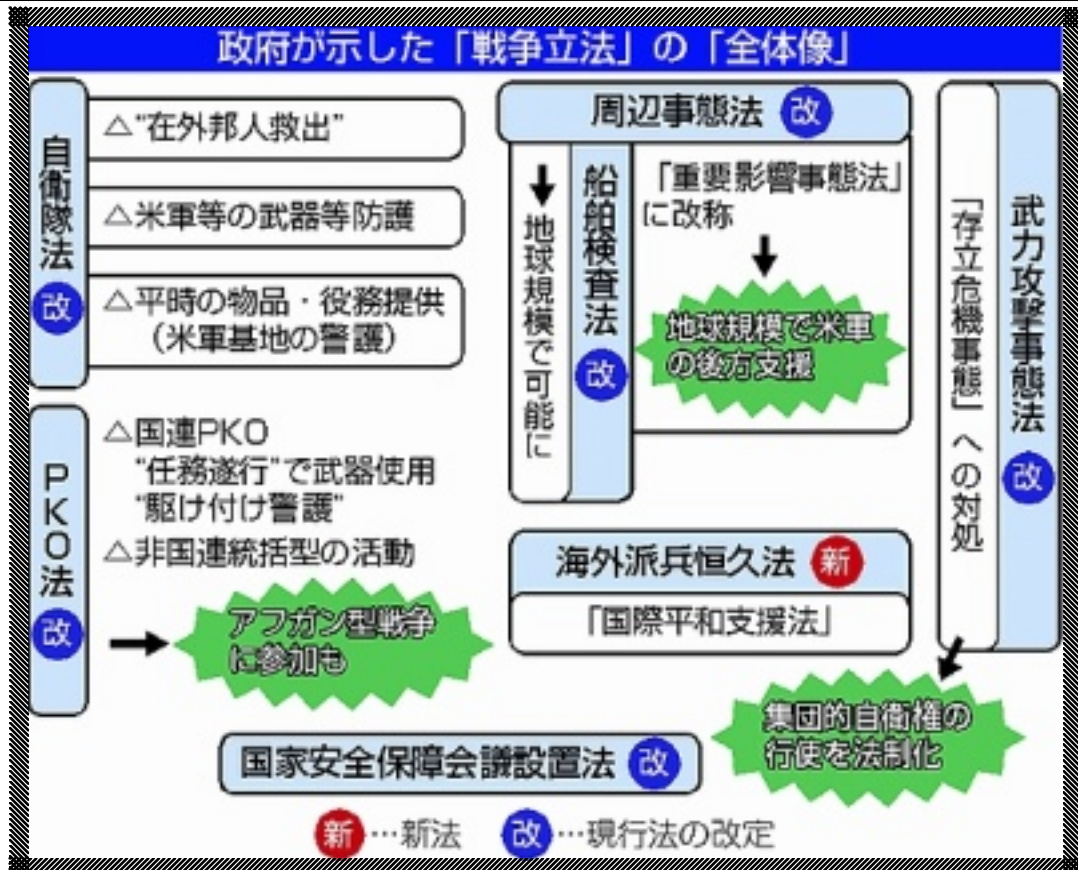
「安倍首相が勝手に対外公約 戦争立法」を通すな!

安倍政権は大型連休明けの14日にも「戦争立法」の閣議決定・国会提出を狙っています。

これらの法律は、(1)米国がアフガン・イラク戦争のような戦争を始めた際に自

衛隊が従来の「戦闘地域」

まで行って軍事支援する(2)形式上「停戦合意」があっても戦乱が続くような地域で自衛隊が武器を使って治安維持活動に参加する(3)日本が攻撃されていないのに



「存立危機事態」を法に追加

集団的自衛権の行使を法制化するために、「武力攻撃事態法」に「存立危機事態」との文言が書き込まれます。「存立危機事態」と判断すれば、米国の先制攻撃で始まった戦争でも「集団的自衛権」が発動され、日本を「集団的侵略」に巻き込むこととなります。

「平和支援」を隠れ蓑に「海外派兵恒久法」を新設

新法として、いつでもどこでも自衛隊による他国軍支援を可能にする「国際平和支援法」(派兵恒久法)

が提示されています。これまでの周辺事態法にあった「日本周辺」との地理的制約も無くされ、「重要影響事態法」へ衣替えします。

これにより、戦争中の他国軍を地球規模で支援することになります。2法制では支援内容も大幅に拡大。アフガン戦争やイラク戦争への派兵特措法で禁止されてきた戦地での後方支援を可能にすることに加え、弾薬提供、発進準備中の戦闘機への給油・整備、武器輸送も可能になります。

PKO法も改悪

国連平和維持活動(PKO)法については、国連統括下でないPKO以外の軍事活動への参加を解禁。アフガンスタンで武装勢力との交戦も行ってきた国際治安支援部隊(ISAF)のような活動の参加に道を開きます。交戦中の他国部隊を防護する「駆けつけ警護」

や、治安維持のための駐留・巡回など従来の「自己防護」を超えた武器使用の権限が与えられます。海外で1発の銃弾も撃ってこなかった自衛隊のあり方が根本的に転換します。

後方支援も米軍と一体化

後方支援の2法制では、任務遂行型の武器使用権限を設けない一方、宿営地を防護する「諸外国の軍隊等の要員と共同して武器使用できる」権限を新設します。海外拠点・宿営地での自衛隊と米軍などの一体の活動を前提としたものです。

自衛隊がこれまでできなかった「戦闘地域」での軍事支援に踏み込むことで、相手から攻撃され、戦闘になるおそれ大きいことが最大の問題です。

国会で徹底論議を

安倍首相は、「戦争立法」の成立を訪米中の対外公約とする暴挙を行いました。私たちは、国会での徹底論議を求めます。

「集団的自衛権」の行使反対。教え子を再び戦場に送るな。